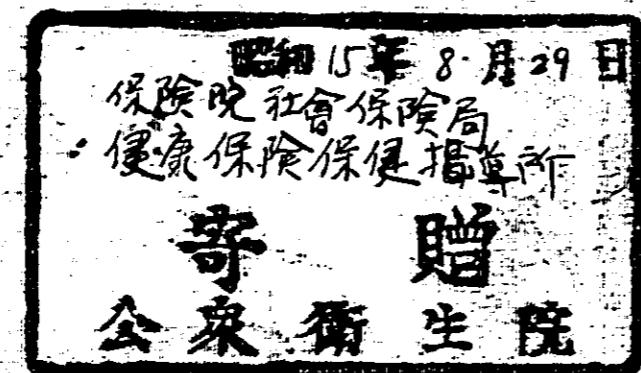


保險院社會保險局健康保險保健指導所

健康保險に於ける脚氣調査實施成績（第一回報告）

健康保險相談所資料 第五輯



■ 国立保健医療科学院



\*10012008\*

例　　言

健康保険被保険者の脚氣豫防に關する基礎的研究の目的を以つて、昭和十四年五月健康保険に於ける脚氣調査を全國的に實施し、保険院保健技師岡野丈雄、保險院保健技師中島紀行、保險院嘱託石原修、保險院嘱託永山右三郎を擔任者として之を取纏めたるものなり。

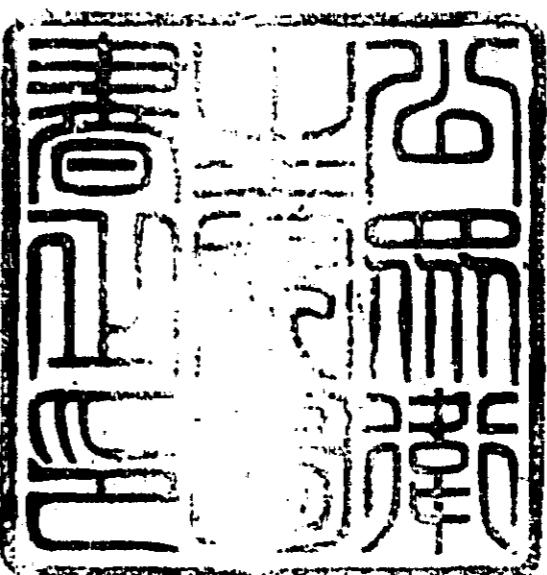
本編は便宜上印刷を以て謄寫に代へたるものにして公刊するの趣旨に非ず。

昭和十五年六月

保険院社會保険局健康保険保健指導所

G /

G  
1  
20



## 健康保険に於ける脚氣調査實施成績（第一回報告）

### 内 容 目 次

第一章 脚氣調査の顛末	一
第一節 準備事務の概要	一
第二節 脚氣調査実施要項	四
第三節 調査資料の蒐集並に整理	二五
第二章 政府管掌健康保険被保險者の脚氣罹患狀況（豫報）	三十
第一節 廳府縣別調査被保險者の脚氣罹患狀況	三十
第二節 年齢・階級・體性別調査被保險者の脚氣罹患狀況	三四
第三節 地區別調査被保險者の脚氣罹患狀況	四〇
第四節 業務別調査被保險者の脚氣罹患狀況	四三
第三章 被保險者の脚氣豫防對策に関する調査研究	七四
第一節 廳府縣別脚氣豫防對策の概要	七四
第二節 工場労務者の脚氣豫防に関する一知見	七三

## 附 錄

昭和十一年度政府管掌健康保險に於ける廳府縣別脚氣給付に關する調査（統計圖並に統計表）

第一圖 廳府縣別脚氣療養給付率圖	二
第二圖 廳府縣別脚氣療養給付の轉歸別百分率圖	三
第一表 廳府縣別脚氣療養給付件數表	四
第二表 廳府縣別脚氣一件當り傷病手當金支給日數表	五
第三表 廳府縣別脚氣一件當り療養給付日數表	六
第四表 廳府縣別脚氣療養給付件數（轉歸別）表	七
第五表 廳府縣別脚氣療養給付日數（轉歸別）表	八
第六表 廳府縣別脚氣傷病手當金支給日數（轉歸別）表	九

## 健康保險に於ける脚氣調査實施成績（第一回報告）

### 第一章 脚氣調査の顛末

#### 第一節 準備事務の概要

脚氣は重要國民病であるのみならず、健康保險に於ても亦、重要な保険給付原因である現況に鑑み、社會保險局は昭和十四年度事業の一として今回の脚氣調査を全國的に實施することを企畫した。命に依り社會保險局保健指導所は、昭和十四年四月上旬本調査に必要なる技術的計畫立案に着手し、同年五月始め第二節所載の如き「脚氣調査實施要項」を調製するを得たるを以つて、社會保險局は同年五月十一日——十二日、健康保險の保健施設並醫療事務打合會を厚生省會議室に開催し本調査に關する指示を全國の健康保險技師並に嘱託醫に與へ、調査の規格統一を計ることとなつた。續いて社會保險局は、同年五月中旬關係印刷物の完成と共に、廳府縣長官宛に次の「脚氣調査ニ關スル件」を通牒して、同年六月上旬より全國一齊に調査を開始するに至つた。

#### 脚氣調査ニ關スル件

昭和十四年五月十八日 社發第四五七號 保險院  
社會保險局長通牒 廳府縣長官(東京府ヲ除ク)宛

政府管掌健康保險被保險者ニ對スル本年度保健施設ノートシテ疾病ノ豫防並診療内容ノ向上及保險經濟ノ確立ニ資スルタメ標記調査ヲ施行致度候條別記要項ニ依リ之カ實施方可然御取計相成度追而右實施ニ要スル經費ハ別途配付ノ豫定ニ有之

## 脚氣調査ニ關スル實施要項

一、目的 本文記載ノ通り

二、調査期間 自昭和十四年六月 至昭和十四年十月 五ヶ月間

三、調査人員 一、〇〇〇名

四、調査事項 1 脚氣罹患者個人調

2 勞働状況調

3 献立調

4 主食品調

5 療養給付調

6 月別氣象調

7 脚氣豫防對策調

五、調査方法 1 被調査被保險者ハ左記工場、事業場及事業ニ就キ各々數ヶ所ヲ調査スルコト

イ、脚氣多シト認ムルモノ

ロ、脚氣極メテ少シト認ムルモノ

ハ、其ノ他必要ト認ムルモノ

2 調査員ハ廳府縣健康保險課職員中技師又ハ囁託醫、看護婦其ノ他ノモノヲシテ調査ニ當ラシムル

コト

3 調査日ハ一ヶ月 日間トシ毎日五〇人宛検査スルコト

六、報告提出日 本年十二月末迄ニ必ス社會保險局健康保險相談所宛報告ノコト

七、調査用紙 本調査ニ要スル用紙及「脚氣調査實施要項」ハ當局ニ於テ印刷配付ノ豫定

## 施行上ノ注意

一、本調査實施ノ爲健康保險相談所ノ執務ニ支障ヲ來タサ、ル様留意スルコト

二、調査方法ノ「3」ニ付事務上支障アル場合ハ適當ニ實施スルコト

三、調査人員ニ多少ノ異動アルハ妨げナキコト

四、調査用紙ハ濫リニ消耗セサルコト

尙ほ右の通牒に關して調査人員、調査方法に就き補足したる主なる事項は次の如くである。

一、廳府縣健康保險課並に同出張所別調査人員標準

二千名調査すべきもの

愛知本廳、豊橋、三重、京都、淀川、泉州、貝塚、兵庫、岡山、福岡、佐賀、長崎

計 十二

一千名調査すべきもの

北海道本廳、函館、旭川、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、麹町、兩國、

龜戸、王子、新宿、品川、八王子、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野本廳、岡谷、岐阜、靜岡、滋賀、

大手前、天満、玉出、奈良、和歌山、鳥取、島根、廣島、山口、德島、香川、愛媛、高知、熊本、大分、宮崎、鹿

兒島

計 四十九

## 五百名調査すべきもの

釧路、沖縄

計 二

### 一、調査工場、事業場及事業の選擇方針

#### (イ) 脚氣多しと認むるもの

既往の経験より特に脚氣の発生多しと認めらるゝ工場又は事業場數個を擇出する。

#### (ロ) 脚氣極めて少しと認むるもの

既往の経験より特に脚氣の発生極めて少しと認めらるゝ工場又は事業場數個を擇出する。

#### (ハ) 其の他必要と認むるもの

各廳府縣に於て最も重要と認めらるゝ産業に屬する工場又は事業場數個を擇出する。尙ほ所定調査人員に餘裕ある場合は、其他の工場又は事業場に就て可及的全般に亘る様に擇出する。

尙ほこの際調査被保險者の男女性別は一方に偏しない様に注意すると共に、調査工場又は事業場總數の約半數は寄宿舎又は共同炊事場あるものを擇出する。

又、調査票送附其他の準備の必要上、昭和十四年五月二十五日迄に調査豫定工場又は事業場名、男女別被保險者數、寄宿舎又は共同炊事の有無に關して、社會保險局醫務課宛報告するを要する。

### 第二節 脚氣調査實施要項

本脚氣調査に使用したる調査實施要項は次の如くであるが、之を普く全調査擔當者に配布して調査趣旨の徹底と調査規格の統一を計ることとした。

## 脚氣調査實施要項

昭和十四年五月

保険院 社會保險局

### 目 次

- 一、緒 言
- 二、調査事項
- 三、調査期間
- 四、被調査者
- 五、調査者
- 六、調査方法
- (一) 脚氣罹患者個人調査
- (二) 勞働状況調査
- 七、資料整理方法
- 八、結 言

脚氣は、我國の主要國民病の一つであるとともに、健康保險關係に於ても、重要な疾病の一つである。今、昭和十一年度に於ける健康保險の脚氣給付状況を見るに、療養給付件數は二二三、四五四件（政府管掌一五二、三八八件、組合管掌七一、〇六六件）にして、其療養給付日數は四、七八九、八七九日（政府管掌三、二九二、四四三日、組合管掌一、四九七、四三六日）であつて、健康保險に於ける重要疾病であることを示してゐる。更に、これ等を保險經濟上より推算して見れば、一

年間に療養給付費用は約一五二萬圓（政府管掌九二萬圓、組合管掌六〇萬圓）傷病手當金費用は約七六萬圓（政府管掌四〇萬圓、組合管掌三六萬圓）にて、總計約二二八萬圓が脚氣の爲めに消費されてゐる。かかる經濟上の損失と同時に脚氣による産業労働力の消耗は一層重大であつて、新東亜建設の大國策を遂行する上にも、國家的大障礙と云はねばならない。

脚氣の主要原因是食物中にビタミンB<sub>1</sub>の缺乏に基くものであることは、大多數の學者の認めることである。然し眞の脚氣と人體ビタミンB<sub>1</sub>缺乏症とが全く同一でないことから考へれば、脚氣はこのビタミンB<sub>1</sub>の缺乏以外に、不明のX因子が加つて起ると考へざるを得ない。現在このX因子は學理的に明白でないが、筋肉労働（特に過勞並に運動不足）、氣候（特に高溫度、高濕度）、精神的過勞、諸種疾患（特に急性傳染病、結核、腎臟病、糖尿病、妊娠）等が重要であり、且つ産業労働者の如き集團生活をなす者の脚氣發生に對して、實際的に重要な意義を有してゐる。

例を昭和十一年度に於ける全國の健康保險課所管被保險者の脚氣罹病率にとつて見ても、地理的、文化的、產業的諸要因に依つて非常に差異のあることを知り得る。即ち全國の平均脚氣罹病率六・四九%に對し著しく高率なるは愛知縣（本廳及び豊橋）、三重縣、京都府、大阪府（本廳、淀川、泉尾、及び貝塚）、兵庫縣、岡山縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣等であり、又逆に全國平均に對し著しく低率なるは北海道廳（旭川）、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣、茨城縣、東京府（本廳及び八王子）、山梨縣、長野縣（本廳）、宮崎縣、沖繩縣等である。

斯の如く地域的に脚氣發生率が異なることは、又その發生原因、治療、豫防方法等に就いて地方的特殊性を確認して有効適切な対策の樹立のための正しき基礎資料の蒐集が必要缺くべからざるものとなつて來る。

前述の實狀に鑑みて、今回、政府管掌被保險者に就いて、脚氣の罹病狀況、發生原因、治療狀況、豫防對策等に關する全國的調査を實施することとなつた。正しい調査資料の蒐集により、正しい脚氣豫防對策が樹立され、健康保險經濟の確保と同時に國家産業戰に於ける人的資源の強化に寄與し得れば、本調査の意義も益々大となるであらう。

を計れば次の如くである。尙ほ調査實施上の詳細に關しては「六、調査方法」を參照されたい。

### 脚氣調査事項一覽表

事項	用紙	擔當者	摘要	要
一、脚氣罹患者個人調	1. 被保險者脚氣調査個人票 2. 被保險者脚氣調査集計票	技師、嘱託醫、看護婦、事務係員	昭和十四年六一十月、毎月四百名計二千名又は毎月二百名計一千名の被保險者を検査する。更に之を調査工場又は事業場別に集計する。	
二、労働状況調	3. 勞働状況調査票	技師、嘱託醫、事務係員	調査工場又は事業場に就きて、脚氣個人検査日に調査する。	
三、献血立	4. 一ヶ月間献血立名表 5. 一週間献血立表	事務係員	共同炊事あるものは脚氣個人検査日を含む前後三十日間の副食献血立名表を調査する。更に右の三十日間中一週間分の献血立表を調査する。	
四、主食品調	6. 主食品見本採取票 7. 主食品見本採取袋	事務係員	調査工場又は事業場中寄宿舎、又は共同炊事あるものは脚氣個人検査日を含む前後三十日間の副食献血立名表を調査する。更に右の三十日間中一週間分の献血立表を調査する。	

五、療養給付調	(様式隨意)	事務係員	に主食品見本を探取して、探取袋に納め探取票を添へ直ちに送附する。
六、月別氣象調	(様式隨意)	技師、嘱託醫、事務係員	昭和十三年度並に昭和十四年四一十月の各府縣に於ける月別氣象を観測所別に調査する。
七、脚氣豫防對策調	(様式隨意)	技師、嘱託醫、事務係員	府縣健康保險課並に主要工場又は事業場に於ける脚氣豫防對策概要を調査する。

我國に於て脚氣は、氣候並に風習の關係上、四季を通じて發生するものであるが、特に六一十月の五ヶ月間に於て全國的に旺盛である。故に本調査に於ても、この發生旺盛なる時期を選び、昭和十四年六月より十月に亘る五ヶ月間に實施することとした。従つて實地調査に當つては十分この點に留意して月別關係記錄の正確を期する様に努める。尙ほ脚氣實地調査以外の調査である療養給付調並に月別氣象調に當つても、この點十分留意して、全國的比較研究の正確を期し得る様努力するを要する。

#### 四、被調査者

本調査の主體となす脚氣罹患者個人調は政府管掌被保險者を有する工場、事業場及事業に就いて、可及的その全被保險者を検査する。其の調査人員は別途通告に従ひ健康保險課及健康保險出張所管内被保險者二、〇〇〇人（又は一、〇〇〇人）を前述五ヶ月間に一ヶ月八日間（又は四日間）に毎日五十人宛にて調査するものとする。その際、調査工場又は事業場の選擇は概ね次の標準によるものとする。尙ほ調査者の男女性別は一方に偏せざる様留意するを要する。

##### (イ) 脚氣多しと認むるもの

既往の經驗より特に脚氣の發生多しき認められる工場又は事業場數個所を調査する。

##### (ロ) 脚氣極めて少しと認むるもの

既往の經驗より脚氣の發生極めて少しと認められる工場又は事業場數個所を調査する。

##### (ハ) 其の他必要と認むるもの

各府縣に於て最も重要な産業に屬する工場又は事業場數個所を調査し、更にその他の工場又は事業場に就ては可及的全般に亘る様に調査する。

#### 五、調査者

本調査の調査擔當者は、脚氣調査事項一覽表に示す如く、廳府縣健康保險職員中の技師、又は嘱託醫、屬、雇、看護婦其の他にて行ふ。尙ほ社會保險局健康保險相談所職員も隨時基礎的調査に協力する。

従つて調査者に對しては、本調査の趣旨をよく理解せしめ、實地調査に當つては脚氣調査實施要項を十分運用して、全國的に同一規格の下に調査を完了する様に努める。尙ほ個々の調査事項に關する調査上の諸注意は「六、調査方法」に就いて

豫め十分關係職員間にて研究するを要する。

## 六、調査方法

脚氣調査の実施方法、使用すべき用紙類、實施上の注意等に關して、各調査事項別に説明すれば次の如くである。

### (一) 脚氣罹患者個人調

一、「被保險者脚氣調査個人票」を用ひ、調査工場又は事業場の全被保險者に就いて調製し必要事項を記入する。

二、検査日に休業せる被保險者中、脚氣によるものは可及的全員に就いて往診をなし検査する。其の他の傷病にて休業中のものは被保險者臺帳等より傷病名を現在症欄中「其の他の疾病名」の項に記入し、その右横に(休業中)と記入する。

傷病以外の休業者には備考欄に「休業中」と記し併せて休業の理由を記入する。

三、「被保險者脚氣調査個人票」は氏名以下工場名等必要事項記入し、更に既往症以下其の他の欄に就きて該當事項あれば、夫々相當する文字の右上側に○印を附け、不用の文字はすべて横線にて抹消する。

四、脚氣の個人調査は、先づ主に問診によりて既往症並に現在症の一、二、三項の有無を檢し、次に検診によりて現在症四、十二項の有無並にその有の程度を(+)、(++)、(++)に區別して夫々相當する文字の右上側に記入する。尙ほ「八、膝蓋腱反射、アヒレス腱反射」にて反射亡失のものは、相當文字を抹消しないで、特に右上側に(+)と記入する。脈搏數は一分間の數を記入し、血壓は最高壓、最低壓(聽診法に依り第五點とする)を記入するものとする。其の他の脚氣の徵候としての右心室擴張、股動脉音、心臓機能不全、筋萎縮等並に所謂潜在性脚氣の徵候と見做されてゐる各身體部位の凝り、鈍痛並に各種筋の硬結、壓痛等に就いては、其の他の特記すべき事項の項に記入する。尙ほ検査の時、脚氣以外の重要傷病名を發見したときは「其の他の疾病名の項」に記入する。「診斷名」欄の脚氣は、重症(勞務不能なるもの)中等症(勞務困難なるもの)、輕症(その他輕度のもの)、潛在性脚氣(ビタミンB缺乏症)の四つに區分して記入する。

五、其の他本調に於て調査上特に注意すべきものは次の如くである。

「來住年月」は調査工場又は事業場に就業のため其の土地に來住した年月並にその居住期間を記入する。

「發病期」は現在症の脚氣の發病した年月並に其の動機等を簡単に記入する。

「就業關係」は現在症の脚氣の發病した年月並に其の動機等を簡単に記入する。

「治療關係」は脚氣罹患者の治療關係を醫師による治療と、醫師によらざる治療とに區別し、醫師による治療は更に保険醫とその他の醫師に分ち、醫師によらざる治療は買薬(醫師の處方箋によらざる一切の買薬「カヒグスリ」、賣藥等)、食餌療法、民間療法(按摩、鍼灸、指壓療法、信仰療法等)無處置に區別する。

尙ほ、本調査中、醫師による治療を受ける脚氣罹患者に就いては、後日その治療狀況を調査する場合あるを以て、診療中の醫師名は豫め明になし置くものとする。

六、前記個人票の調製を終りた時は、次の「被保險者脚氣調査集計票」を用ひて、調査工場又は事業場一ヶ所に對して一枚に適當事項を集計記入する。

被保險者の年齢計算はすべて數へ年を用ひる。脚氣のため脚氣個人検査日に休業中の者の數は年齢階級別に( )を付して再掲する。脚氣罹患率(%)は、年齢別被保險者男女合計數に對する脚氣罹患人員計の比數を百分率にて示し、四捨五入法にて小數點第二位迄記入する。

被保險者脚氣調査集計票

府縣名( )

工場名		検査日		昭和 年 月 日					
工場所在地		業務ノ種類							
年齢階級		13-20歳	21-30歳	31-40歳	41-50歳	51-60歳	61歳以上	計	備考
男	被保險者人員								
	検査人員								
	脚氣罹患人員	重症							
		中等症							
		軽症							
		潜在性							
	計								
女	被保險者人員								
	検査人員								
	脚氣罹患人員	重症							
		中等症							
		軽症							
		潜在性							
	計								
合計	被保險者人員								
	検査人員								
	脚氣罹患人員	重症							
		中等症							
		軽症							
		潜在性							
	計								
	脚氣罹患率%								

注意 脚氣休業中ノ者ノ數へ年齢階級別= ( ) ヲ付シ再掲スペシ  
年齢ハ數へ年ヲ使用スルコト

被保險者脚氣調査個人票

府縣名( )

氏名	男女	年齢	年月生 歲	検査日	昭和 年 月 日			
記番 號號				業務	住關 所係	寄宿工	通勤工	
出生地	縣 (府)	市 (郡)	町 (村)	來住年月	年 月來住(年 月間)			
工場名								
既往症	脚氣、肺、肋膜、關節ノ病氣、腎臓炎、リウマチス、盲腸炎、傳染病等( )							
診斷名	脚氣(重症、中等症、輕症、潜在性)							
現 在 症	1	下腿ノ重感						
	2	消化器障礙 (口角炎、食慾不振、心窩部膨滿感、便秘)						
	3	心悸亢進 呼吸促迫						
	4	脈搏數 一分間數						
	5	肺動脈第二音ノ亢進						
	6	脛骨部浮腫 足背浮腫						
	7	肺腸筋緊張感 肺腸筋痙攣、肺腸筋壓痛						
	8	膝蓋腱反射 アヒレス腱反射						
	9	知覺鈍麻 (下肢、上肢、口邊)						
	10	運動麻痺 (下肢伸筋麻痺、膝關節弛緩)						
	11	血 壓 最高壓 mm 最低壓 mm						
	12	其ノ他特記スペキ事項						
其他ノ疾病名:								
發病期	昭和 年 月頃發病							
就關係	休業中 (入院 自宅)			就業中 ( )				
治療關係	醫師ニヨル 治療 (保険 医師) (其他ノ醫師)			醫師ニヨラザル 治療 (買藥、民間療法) (食餌療法、無處置)				
考								
検査者印								

## (二) 勞働状況調査

一四

- 一、「労働状況調査票」を用ひ、調査工場又は事業場一ヶ所に就き一枚、必要事項を調査記入する。
- 二、調査項目中特に注意を要すべきものは次の如くである。

「就業時間」は脚氣個人検査日に於ける休憩時間を含む總就業時間を記入する。作業の種類によつて就業時間の區々なるものは、就業人員最も多き作業に就き記入し、その他必要事項は其の他の項又は備考欄に記入する。

「残業の有無」は残業の有無並に實施狀況の摘要を記入する。

「頻發疾病名」は調査工場又は事業場に於ける傷病中の主なる疾病名を例記する。

「保健施設」は調査工場又は事業場に於ける保健施設中、工場醫局、榮養指導、體育指導、休養施設、その他に關してその有無並に施設摘要を記入する。

「衛生状況」は調査工場又は事業場の土地、敷地、建物、採光、換氣、その他に關して、産業衛生學の見地よりその良否其の他を實地調査の上記入する。

## 労働状況調査票 府縣名( )

工場名				調査日	昭和 年 月 日
所在地					
業務ノ種類					
製品名					
職工數	男子 名	女子 名	合計 名		
寄宿舎	無	有 (男子 名、女子 名、計 名)			
労働時間	就業時間；一日 時間 (交代制)				
	休憩時間；一日 分間 回 (計 分間)				
	休業日；一ヶ月 日				
	残業の有無；				
	其ノ他；				
頻發疾病名					
保健施設	工場醫局；				
	榮養指導；				
	體育指導；				
	休養施設；				
	其ノ他；				
衛生状況	土地(乾、濕) 敷地(廣、狭) 建物(良、否) 採光(良、否)				
	換氣(良、否) 其ノ他				
備考					
調査者印					

一ヶ月間献立名表 府縣名( )

府縣名( )

一、調査工場又は事業場中、寄宿舎を有し、又は共同炊事場を利用するものは「一ヶ月間献立名表」を用ひ、脚氣個人検査日を含む前後三十日間の副食献立名を朝食、晝食、夕食別に記入する。

三  
獻  
立  
調

六

府縣名( )

## 第一週間 立 献 表

工場名				食事人員	朝	晝	夕	計
	男	女	計					
調査日	昭和 年 月 日 曜日							
	立	材料名	使用数量	價格(圓)	一人當り 使用数量	一人當り 價格(錢)	摘要	要
朝	主 食							
	副 食							
		主食計						
食								
	主 食							
	副 食							
		副食計						
			主食副食合計					
晝	主 食							
	副 食							
		主食計						
食								
	主 食							
	副 食							
		副食計						
			主食副食合計					
夕	主 食							
	副 食							
		主食計						
食								
	主 食							
	副 食							
		副食計						
			主食副食合計					
	主 食 累 計							
	副 食 累 計							
	主食副食總計							
備	間食ノ有無:							
考								
	調査者印							

## (四) 主 食 品 調

一、調査工場又は事業場中、寄宿舎を有し又は共同炊事場を利用するものは「主食品見本採取票」を用ひて、脚氣個人検査日に主食品見本を採取し「主食品見本採取袋」に格納し、採取票を添へて直ちに保険院社會保險局健康保險相談所へ送付する。

二、主食品見本の採取は、健康保險課事務係員に於て直接炊事場より、脚氣個人検査日使用のものを採取する。

三、主食品見本は、米のみの場合は一合、麥等混用せる場合は各一合宛を、混和せざる様別箇の状袋に入れ、見本内容の動搖なき様に状袋を半折して糊付密封し、前記「主食品見本採取袋」に格納して送附する。

尚ほ主食品米を二種以上混合使用の場合は、前記同様各一合宛を別の状袋に密封し若し、分離不能の場合は混合せるものを一合密封の上送附する。

四、「主食品見本採取票」の記入上、特に注意すべき點は次の如くである。

「主食品」欄の品名の項には( )内に、精白米、七分搗米、胚芽米等の品名を記入する。特に政府拂下米に就いては、充分調査の上その旨を記入する。

「原產地」並に「品種名」は主食品納入商又は廳府縣榮養士等と連絡の上可及的實狀を調査する。

「食事時間」は、數組に別れて攝食する場合はその主なるものを記し、其他は備考欄に記入する。

「炊事賄種別」、「炊事場」並に「食堂」の欄は該當事項あれば夫々相當する文字の右上側に○印を附け、不要の文字は横線にて抹消する。

主食品見本採取票

府縣名( )

名場工		採取日	昭和年月	
地所在		業務種類		
用食品	品名	割合		
米 麥 其ノ他	( ) ( )	割合	割合	割合
原产地	米	麥	其ノ他	
品種名	米	麥	其ノ他	
生産年度	米 昭和 年度產	麥 昭和 年度產	其ノ他 昭和 年度產	
炊事類別	直營、請負、共同炊事	食事人員	男女	名 名 計 名
食事時間	自時分 朝食至 分	自時分 晝食至 分	自時分 夕食至 分	自時分 分
炊事場	坪 數	坪 數	坪 數	坪 數
炊事様式	スチーム、石炭 木炭、ガス、薪 其ノ他	炊事係員	男女	名 名 計 名
食堂	敷間 壁板 其ノ他	腰 座 式	食 食 他	掛 腰 座 其
備考				
調査者印	註 本調査票ハ該當事項記入ノ上主食品下同封シ 送附ノコト			

保險院社會保險局健保保險相談所  
御中

東京市深川區白河町三ノ五

表 面

切  
手

者送發  
縣府健康保險課

昭和年月  
日

其  
他  
種  
種

名縣府  
工場名  
見本採取日

麥  
米

名縣府

裏面

切  
手

表 面

(五) 療養給付調

二二

一、昭和十三年度並に昭和十四年度四一十月に亘る左記の脚氣給付表を廳府縣健康保険課及び健康保険出張所別總數並に調査工場又は事業場の分を調査報告する。

二、調査すべき脚氣給付表は次の如くである。

1 昭和十三年度月別脚氣給付件數並に日數表

2 昭和十三年度月別脚氣特療件數、日數並に費用表

3 昭和十四年度(四一十月)月別脚氣給付件數並に日數表

三、調査報告の様式は隨意とする。

(六) 月別氣象調

一、昭和十三年度(會計年度)並に昭和十四年度四一十月の月別氣象を左記項目につき廳府縣所在の全觀測所にて調査報告する。

二、調査すべき月別氣象項目は次の如くである。

- 1 平均氣溫(攝氏)
- 2 平均濕度(%)
- 3 日照時率(晝間時間に對する日照時%)
- 4 降水總量(耗)
- 5 平均風速(秒米)
- 6 快晴日數
- 7 降水日數

以上各項目とも月別に累年平均を附する。

三、調査報告の様式は隨意とする。

(七) 脚氣豫防對策調

一、廳府縣健康保険課及び健康保険出張所に於ける既往の脚氣豫防對策並に將來の計畫の概要を調査報告する。

二、右所管内主要工場又は事業場に於ける既往の脚氣豫防對策並に將來の計畫の概要を調査報告する。

三、調査報告の様式は隨意とする。

七、資料整理方法

本調査に於て、整理送附すべき調査資料名並に提出期日等に關し、一覽表を掲げ事務上の参考に供すれば次の如くである。

提出調査資料一覽表

調査資料名	提出期日	摘要
一、被保險者脚氣調査個人票	昭和十四年十二月末日	調査工場又は事業場の被保險者全員に就き調査提出する。
二、被保險者脚氣調査集計票	同	(一)の個人票より調査工場又は事業場を各一ヶ所毎に一枚に集計して提出する。
三、労働狀況調査票	同	調査工場又は事業場各一ヶ所一枚に記入して提出する。
四、一ヶ月間献立表	昭和十四年十二月末日	調査工場又は事業場中に寄宿舎又は共同炊事あるものに付調査提出する。
五、一週間献立名表	各採取日	(四)の三十日間中一週間分の献立表を調査提出する。
六、主食品見本採取票		(四)の寄宿舎又は共同炊事場に就き調査し、(七)に同封して直ちに提出する。

## 七、主食品見本採取袋

各採取日

主食品見本採取の上、(六)の採取票を同封して直ちに提出する。

府縣健康保険課及同出張所別並に調査工場又は事業場別に調査提出する。

- 八、昭和十三年度月別脚氣給付件數  
及日數表
- 九、昭和十三年度月別脚氣特療件數  
及日數、費用表
- 十、昭和十四年度(四一十月)月別腳氣給付件數及日數表

昭和十四年十二月末日

- 十一、昭和十三年度(會計年度)月別脚氣象表

- 十二、昭和十四年度(四一十月)月別脚氣象表

- 十三、脚氣豫防對策調

同 同 同 同

観測所別に調査提出する。

府縣健康保険課及同出張所別並に所管内主要工場又は事業場別に調査提出する。

以上全國健康保險課及同出張所より提出された調査資料を保險院社會保險局健康保險相談所に於て整理集計して、概ね次の如き脚氣豫防に關する基礎資料を製作するものとする。

- 一、廳府縣、業務、體性、年齡別被保險者の脚氣罹患狀況
- 二、同 被保險者の脚氣療養狀況
- 三、被保險者の脚氣發生と勞働狀況との關係
- 四、被保險者の脚氣發生と食物との關係
- 五、被保險者の脚氣發生と主食品成分との關係
- 六、被保險者脚氣發生と氣候との關係
- 七、被保險者の脚氣發生と豫防對策との關係
- 八、被保險者の脚氣豫防對策の樹立

## 八、結言

今回の健康保險政府管掌被保險者の脚氣に關する調査は、前述の如く個人罹患調査並に統計的給付調査によりて、地方別の實狀並にその治療狀況の實際を知ると共に、脚氣發生の原因に就き勞働、築養、氣候等の各方面より究明せんとするものである。かくてこの新しき科學的基礎資料に基いて、今後健康保險脚氣問題は正しく處理され、豫防上の實を擧げ、診療の合理化を計り、以て保險經濟を確保するに到るであらうことを確信する。

時恰も新東亞長期建設の秋である。調査關係職員の獻身的努力によりて、本調査を完成せしめることは、單に被保險者の福利增進のみならず、廣く國家產業の強力化に協力するものであり、又有力なる銃後の責務の一つを貫徹するもの云ふことが出來る。(終)

## 第三節 調査資料の蒐集並に整理

前述脚氣調査實施要項に基き廳府縣長官より社會保險局保健指導所へ送附されたる調査資料は、昭和十四年六月十四日受付の京都府關係主食品見本採取票を始めとして、昭和十五年四月二十六日受付の鳥取縣關係被保險者脚氣調査個人票を殿として概ね所期の通り蒐集することが出來た。これを地區別、廳府縣健康保險課並に同出張所別に一覽表にて示せば第一表の廳府縣別脚氣調查資料一覽表の如くである。

第一表 氣脚別府縣(政府管掌健保關係)

地 區	被保險者脚氣調查集計 票 並二同出張所名	廳府縣健康保險課	本兩旭鉗 北海道小計	勞動狀況調查票	一ヶ月間獻立名表	一週間獻立表	主食品見本採取票	昭和十三年年度月別腳氣表 給付件數及日數表
				11 3 29 11 54	11 3 29 11 54	2 — 618 2 622	14 — 49 14 77	3 — 7 2 12
北海道區	青岩宮秋山福小計	森手城田形島	11 5 21 5 13 60	11 5 21 5 13 60	— 2 3 2 3 3	— 16 20 14 21 21 92	— 2 3 2 3 3	12 5 5 1 1 1 25
東北區	茨木馬玉葉町國戸子宿川子川計	城木 葵 柳 群 堺 千 鶴 王 新 品 八 奈	5 8 3 3 4 10 21 11 14 9 6 12 83 3 109	5 8 3 3 4 10 21 11 13 9 6 12 82 3 108	5 3 3 3 2 5 4 10 10 10 5 4 11 49 2 67	35 21 21 21 10 35 28 70 63 35 28 77 336 14 458	5 3 3 3 3 6 10 11 10 5 4 12 58 2 77	2 2 4 2 2 11 — 11 14 10 7 1 54 1 67
關東區	新富石福小計	湯山川井	5 5 7 6 23	5 5 7 6 23	4 5 7 4 20	28 35 49 28 140	4 5 7 5 21	2 6 8 2 18
北陸區	山梨鹿谷阜計	本岡岐小計	14 3 4 7 16 37	14 3 4 7 16 37	4 3 4 7 8 19	28 21 28 49 56 133	4 3 4 7 9 20	16 1 1 2 13 31

第一表 資料覽查調

特種件數及日數費用表 及日數表 月別腳氣給付件數 昭和十四年(四)十 昭和十三年月別腳氣	(會計年度)月別氣象表 昭和十四年 昭和十三年	(四)十月月別氣象表 昭和十四年	腳氣珠防對策調	被保險者脚氣調查個人 票	備 考	※被保險者別 獻立名票ヲ含 ム
9 1 4 1 15	9 1 1 3 6	1 1 1 3 6	1 1 1 4	1,166 666 747 499 3,078		
12 5 5 1 1 1 25	12 5 5 1 1 1 25	1 3 1 1 1 3 10	1 3 1 1 1 3 10	880 1,024 1,059 1,001 888 1,043 5,895		
3 2 4 1 1 — 24 11 15 10 7 1 68 4 83	2 2 4 2 2 11 — 11 14 10 7 1 54 4 70	1 1 1 26 1 1 5 5 5 5 5 5 5 5 35 2 67	1 1 1 26 1 1 5 5 5 5 5 5 5 35 2 67	1,016 1,048 1,255 1,134 1,000 1,119 1,042 1,025 1,068 1,042 996 1,004 7,296 955 13,704		
1 6 8 2 17	2 6 8 2 18	1 2 1 2 6	1 2 1 2 6	1,278 1,133 1,145 1,054 4,610		
1 1 1 2 13 16	16 1 1 2 8 26	2 8 1 9 2 13	1 1 1 2 8 1 9 2 13	1,271 1,057 1,008 2,065 1,029 4,365		

※勞動狀況調查票一枚火災ノタメ作製不能トナル

東海區	本豐岡 計	岡崎橋崎 計	9	3	5	10	1,127	※ 腳氣調查集 計票缺如		
			8	6	5	9				
近畿區	滋京大 阪計	賀都前満川尾出 庫良山計	8	4	28	4	9	983		
			11	3	70	10	12	2,057		
中國區	島島岡廣山 計	取根山島口 計	4	2	14	2	1	1,056		
			5	5	14	2	1	988		
四國區	德香愛高 計	島川媛知 計	17	2	35	5	1	1,372		
			4	1	13	3	1	2,004		
九州及沖繩區	福佐長熊太宮鹿 沖計	岡崎本分崎島 繩計	10	1	1	1	1	1,041		
			6	6	42	6	1	1,293		
合計			26	26	133	28	1	7,754		
			6	4	28	4	1	1,917		
			41	26	182	28	1	1,224		
						27	1	1,098		
							5	8,472		

1	10	3	3	1	1	1	1,127	※ 腳氣調查集 計票缺如
8	9	1	1	1	1	1	3,151	※ 腳氣調查個人 票缺如
1	1	1	1	1	1	1	1,132	
1	1	2	2	2	2	2	1,291	※ 腳氣調查個人 票缺如
1	1	1	2	6	3	12	5,574	
1	1	1	1	3	1	5	1,771	
1	1	1	1	1	1	5	8,472	
9	9	1	1	1	1	1	983	
1	1	5	5	1	1	1	2,057	
5	5	5	1	1	1	1	1,056	
9	9	1	1	1	1	1	988	
1	1	7	1	1	1	1	1,372	
7	7	1	1	1	1	1	2,004	
1	1	28	1	1	1	1	1,041	
2	2	28	1	1	1	1	1,293	
2	2	1	6	1	1	1	7,754	
2	2	2	3	1	1	1	1,917	
2	2	2	1	1	1	1	1,224	
2	2	10	88	19	19	11	1,098	
43							15,033	
1	1	1	1	1	1	1	1,054	
2	2	2	1	1	1	1	1,174	
3	3	2	10	10	10	1	2,059	
5	5	5	62	62	62	1	1,008	
1	1	15	1	1	1	1	1,032	
1	1	25	75	75	75	5	6,327	
8	8	1	1	1	1	1	1,074	
2	2	2	2	2	2	1	987	
1	1	11	3	3	3	1	1,017	
1	1	12	7	7	7	4	1,047	
							4,125	
24	26	50	50	1	1	1	2,334	
1	7	1	1	1	1	1	1,994	
2	2	1	1	1	1	1	1,626	
14	14	1	1	1	1	1	992	
1	3	1	1	1	1	1	1,050	
2	2	40	40	1	1	1	1,101	
1	6	1	1	1	1	1	921	
9	9	5	5	1	1	1	506	
54	69	100	99	8	8	8	10,524	
294	411	315	314	61	61	76,133		

かくて社會保險局保健指導所に於て、「脚氣調査實施要項」中の七、資料整理方法に基きて、昭和十五年度脚氣豫防に必要なりと認められる部分を急ぎ整理集計し、速かに報告すること、なつた。其の整理集計項目は、第二章並に第三章に所載の如く、一、廳府縣別調査被保險者の脚氣罹患狀況、二、年齢階級・體性別調査被保險者の脚氣罹患狀況、三、地區別調査被保險者の脚氣罹患狀況、四、業務別調査被保險者の脚氣罹患狀況、五、廳府縣別脚氣豫防對策の概要である。

更に健康保險被保險者の脚氣豫防の實際に當り有力なる参考資料となりうべしと信ぜられる「工場勞務者の脚氣豫防に關する一知見」並に「工場勞務者に對する脚氣豫防剤經口使用成績」を追録報告することとした。尙ほ同時に着手したる組合管掌被保險者の脚氣豫防剤使用狀況調査は調査不十分なりし爲め所載を割愛することとした。又、最後に豫て整理完成中の「昭和十一年度政府管掌健康保險に於ける廳府縣別脚氣給付に關する調査」（統計圖並に統計表）を卷末に附錄として掲載し、この方面に於ける廳府縣別觀察の資料たらしめんことを圖つた。

## 第一章 政府管掌健康保險被保險者の脚氣罹患狀況（豫報）

### 第一節 廳府縣別調査被保險者の脚氣罹患狀況

本調査に於ける廳府縣健康保險課及同出張所の調査被保險者の脚氣罹患率は第一表の如くである。本章に於ける脚氣罹患人員の病症別區分は、廳府縣健康保險課及同出張所報告のまゝを整理集計して、豫報の形にて發表することとしたるものにて後日詳細なる被保險者脚氣調査個人票の再検討により更に精密なる成績を報告する豫定にしてゐる。同表によれば總調查工場、事業場數は五六九個所、總檢查人員七一、四〇九名、總脚氣罹患人員九、二二七名（重症二〇名、中等症三八五名、輕症五、〇一八名、潛在性三、八〇四名）にして、全國脚氣罹患率は一二・九%である。その最高は長崎縣健康保險課の五四。

○%、最低は北海道廳釧路健康保險出張所の一・〇%にして、年齢、體性、地區、業務別による差異相當大なるものあるを以つて以下各項目に就いて、總括的觀察を試みんとする。

尙ほ調査工場、事業場の種別を廳府縣健康保險課並に同出張所別に一覽表にて示せば、第三表の如くである。

第二表 標府縣別調査被保險者の脚氣罹患率表 (豫報)

(政府管掌健康保険關係 昭和14年度)

東海區	静愛知三小	岡	1,195	1,037	2	—	22	101	125	12.1
		豐	3,162	2,881	—	—	46	82	335	16.0
		橋崎	1,132	1,028	—	—	1	124	3	12.5
		計	26	5,575	5,045	1	8	52	69	11.4
		重	6	3,333	1,740	1	55	258	407	14.3
		計	41	10,103	7,822	4	23	144	40	12.0
		計	—	—	—	—	78	424	548	13.5
		計	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—

地 區	同出張所名	調査工場・事業場數	被保險者人員	検 査 人 員	脚氣罹患人員					脚氣罹患率 (%)	備 考
					重 症 等	中 症 等	輕 症 性	潜 在 症	計		
北海道區	本國館川旭鉄路計	11 3 29 11 54	1,582 666 747 605 3,600	1,174 650 747 501 3,072	— — — — —	4 1 18 1 24	45 23 42 4 114	10 33 70 — 113	59 57 130 5 251	5.0 8.7 17.4 1.0 8.2	
東北區	青岩宮秋山福小計	11 5 5 21 5 13 60	885 1,024 1,060 1,217 891 1,041 6,118	851 863 990 1,001 891 897 5,493	— 2 — — 1 — 2	3 31 1 1 3 39	18 136 64 53 16 312	26 145 64 10 25 288	47 314 67 64 104 641	5.5 36.4 6.8 6.4 11.6 11.7	
關東區	茨城群崎千葉視聽廳	5 8 3 3 4 10 21 11 14 9 6 12 83 3 109	2,374 1,048 1,257 2,588 2,752 1,121 5,588 2,655 1,068 1,236 1,410 9,823 22,901 3 17,339	984 923 1,128 1,051 1,000 1,023 1,042 991 1,065 1,041 1,011 1,004 1,177 955 13,218	— — — — — — — — — — — — — — —	5 1 — — 1 7 6 4 3 — 16 1 37 3 47	131 48 33 27 59 120 125 125 76 10 10 146 122 724 39 1,061	35 4 5 47 — 75 66 72 31 10 20 80 22 356 125 572	171 53 38 74 60 202 197 201 110 10 20 242 145 1,117 167 1,680	17.4 5.7 3.3 7.1 6.0 19.8 18.9 20.3 10.3 1.9 23.9 14.4 15.6 17.5 12.7	
北陸區	新富石福小計	5 5 7 6 6 23	1,279 3,264 1,145 1,052 1,026 6,740	1,108 1,133 1,043 1,036 4,320	— 5 2 — 11	4 5 39 18 260	14 189 39 47 218	65 51 55 47 218	83 245 96 65 489	7.5 19.9 9.2 6.3 11.3	
東山區	梨鹿岡谷計阜	14 3 4 7 16 37	1,267 1,042 1,051 2,093 1,029 4,389	1,087 950 1,007 1,957 937 3,981	— — 3 3 — —	— — 33 37 14 3	16 4 33 37 63 67	31 13 32 68 45 139	47 17 68 85 77 209	4.3 1.8 6.8 4.3 8.2 5.2	